

コカ・コーラボラーズジャパングループ（ＣＣＢＪＩグループ）ＯＢ会
南九州爽友会 会則

<名 称>

第1条 ＣＣＢＪＩグループ南九州爽友会（以下本会という）と称する。

<目 的>

第2条 本会は南九州コカ・コーラグループ（ＭＣＢグループ）、コカ・コーラウエストグループ（ＣＣＷグループ）、コカ・コーラボラーズジャパングループ（ＣＣＢＪＩグループ）《以下会社という》で、苦楽を共にした会員相互の交流と親睦を深めるとともに、コカ・コーラファミリーの育成を支援することを目的とする。

2 会員の皆さんが、いい年のとり方のために、お互いの生活の中での情報を交換して、愉快地、楽しく過ごして、お互いの元気を貰う。

<運営>

第3条 本会の運営は、本会の事務局を通じて行い、コカ・コーラボラーズジャパン株式会社の支援を受ける。

<会員>

第4条 本会の会員は、下記内容に該当し、本会の目的に賛同する者とする。

ＭＣＢ及びＭＣＢグループ会社に入社して、ＣＣＷ及びＣＣＷグループ会社、ＣＣＢＪＩ及びＣＣＢＪＩグループ会社に在籍実績があり本人からの申し出により、南九州爽友会役員会の承認を受けた役員、社員とする。但し、ＣＣＷ及びＣＣＷグループ会社、及びＣＣＢＪＩ及びＣＣＢＪＩグループ会社に入社した者で退職後、入会の申し出があった場合は、南九州爽友会役員会にて審議するものとする。

2 入会希望者は、年会費の入金が確認された日から会員として適用される。

3 新規退職者への「入会申込書」の配布は、コカ・コーラボラーズジャパン株式会社に依頼する。

<事業>

第5条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。（別表1）

- （1）会員相互の親睦に関する事業
- （2）南九州爽友会だよりの配布に関する事業
- （3）慶弔見舞金の給付に関する事業
- （4）その他本会の目的に関する事業

<慶弔見舞金>

第6条 第5条3項の慶弔見舞金に関しては、別に定める。(別表2)

<入会>

第7条 本会に入会する場合、所定の申込用紙により、本会に届けるものとする。

2 入会は年会費の入金が確認された後、承認される。

<退会>

第8条 会員は、次の各号のいずれか該当した場合、本会を退会するものとする。

- (1) 本人からの申し出があった時
- (2) 本人が死亡した時
- (3) 本会の役員会にて除名が承認された時
- (4) 前年度の会費が未納の場合

2 但し、本人からの復帰の申し出があった場合、役員会の承認を受け、未納分会費の納入を条件で再加入を許可する。

<役員の構成および役割>

第9条 本会は次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長 1名
副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はこれに代わり職務を代行する。
- (3) 県支部長 4名(熊本県は会長が兼務)
担当県の代表として、本会の目的を達成するために各県の事業を推進する。
- (4) 理 事 数名(最多8名までとする)
理事は本会の円満な運営に必要な事項を審議する。
- (5) 監 事 1名
監事は事業の執行状況および会計を監査する。
- (6) 事務局長
事務局長は本会の事務(会計業務も含む)を統括する。
- (7) 県支部理事
県支部長を補佐し、本会の目的を達成するために各県の事業を推進する。

2 会長、副会長、事務局長は熊本県在住者とする。

<役員の選出>

第10条 役員は総会において選出する。

<役員の任期>

第11条 役員の任期は原則として、改選年の総会当日より、2年後の総会当日までとする。

<役員報酬>

第12条 会長は役員会の承認を受けて、役員へ報酬を払う事ができる。

2 役員報酬額は年間総額で10万円を超えることはできない。

<総会>

第13条 総会は全会員を持って構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の決定、改廃に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) その他、本会の運営上に関する事項

2 総会は原則として年1回、会長の招集により開催する。

但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

3 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決定する。

<役員会>

第14条 役員会は総会で選任された役員で構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で決議された事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の決議を要しない、会務の執行に関する事項

2 役員会は原則として年1回、会長の招集により開催する。

但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

3 役員会の議決は、出席役員の過半数をもって決定する。

<事務局>

第15条 本会の事務局は、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社に置く。

<情報提供と管理>

第16条 退職者情報、慶弔関係情報等で本会の運営上に必要な事項は、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社より提供を受ける。

2 本会の運営上必要な情報の管理業務はコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社に委託する。

<会 費>

第 1 7 条 年会費は 1 , 0 0 0 円とする。

但し、年会費は原則として 5 年間分を一括納入とする。

2 入会初年度は当年度 8 月末までとする

3 理由の如何を問わず年会費の返還はしない。

<資 産>

第 1 8 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社からの補助金

(3) 資産より生じる収入

(4) その他、寄付等

<会計年度>

第 1 9 条 本会の会計年度、当年 9 月 1 日から翌年 8 月 3 1 日までとする。

<会員名簿>

第 2 0 条 会員名簿の取り扱いに関して、「個人情報保護法」を遵守し、会員への配布は行わない。

<旅 費>

第 2 1 条 役員が本会を代表して行事等に出席する場合には旅費を支給する。

2 旅費規程細則は別表に定める。(別表 3)

「別表 1」

第 5 条で定める各種事業の概要は次の通りとする。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
 - ・年 1 回の総会及び県支部会、懇親会の開催
 - ・ゴルフ、グラウンドゴルフ、各種活動
- (2) 定期配布に関する事業
 - ・爽友会だよりの配布(年複数回)
- (3) 慶弔見舞金の給付に関する事業
 - ・別表 2 に記載
- (4) その他本会の目的に関する事業
 - ・随時検討実施する。

「別表 2」

慶弔給付細則

会則第 5 条 3 項に定める慶弔見舞金は次の通りとし、会員または家族の届出により支給するものとする。

項 目	給付内容	給付基準
長寿祝い金	10,000 円	満 77 歳（喜寿）に達し、または当該年度に達する者 ・当該年度（1 月から 12 月）の 9 月末に支給する
香 典 供 花	15,000 円	会員が死亡した時 ・香典もしくは供花は遺族が選択
弔 電		会員もしくは会員の配偶者が死亡した時

* 連絡先 各県支部長、事務局長

「別表 3」

旅費規程細則

会則第 2 1 条に定める旅費は次の通りとする。

項 目	給付内容	給付基準
交通費	普通運賃	実費を支給する
		私有車を使用した場合（事務局長の承認が必要）
		走行距離 ÷ 13 km × ガソリン時価相場を支給する
宿泊	実費	但し、1 泊 8,000 円を上限とする
日当	3,000 円	宿泊を要する場合(1 泊 2 日)
	1,000 円	日帰りの場合

<付則>

1. この会則は、平成 26 年 1 月 1 日より制定実施する。
2. この会則は、令和元年 11 月 23 日より制定実施する。
3. この会則は、令和 8 年 9 月 25 日より制定実施する。